

法務省保恩第 号

平成2年11月 日

最高検察庁総務部長 殿
高等検察庁総務部長 殿
地方検察庁次席検事 殿
矯正管区第二部長 殿
刑務所長 殿
少年刑務所長 殿
拘置所長 殿
地方更生保護委員会事務局長 殿
保護観察所長 殿

法務省保護局恩赦課長 栃木 庄太郎

即位の礼に当たり行う特別基準恩赦の事務処理について(通矢ハ)
標記の特別基準恩赦については、平成2年11月 日付け法務省保
恩第 号法務省刑事局長，矯正局長，保護局長依命通達「即位の礼に
当たり行う特別恩赦基準の運用について」及び同日付け参考送付「特別
恩赦基準の解説」等に基づき事務を行うこととなるが，従来の特別基準
恩赦の事務処理の実情にかんがみ，下記の点に留意されたく，通知しま
す。

なお、中央更生保護審査会においては、いわゆる統一地方選挙が明年4月に実施されるところから、出願された公職選挙法違反事件に係る案件については、できる限り2月中には審査を終えたい（閣議決定及び認証は3月中旬）との意向であるので、この種案件については、その上申事務を速やかに行うよう配慮願います。

おって、本通知については、刑事局及び矯正局と協議済みであり、また、中央更生保護審査会の了解を得ているので、申し添えます。

記

第1 恩赦上申書（乙）（正本のほか副本を含む。以下同じ。）の記載等について

特赦及び減刑等数種類の恩赦の要件に該当する事案であるにもかかわらず、そのいずれかについてのみ出願があった場合、上申庁においては、必ず、該当する他の種類の恩赦の希望の有無について、本人の意向を確認する。

その結果、「特赦又は減刑」等数種類の恩赦について択一的又は予備的に出願を希望する意思であるときは、恩赦願書の「恩赦の種類」欄（必要に応じて「出願の理由」等その他の欄）の記載内容を適宜補正させる。この場合、恩赦上申書（乙）については、「特赦については不相当、減刑については相当の意見を付して恩赦（特赦又は減刑）の上申をします。」等と恩赦の種類ごとにその意見を記載して上申する。

本人がそのいずれかのみを出願する意思であるときは、恩赦上申

書の「付記」欄に、例えば「減刑については希望しない」と記載する。

第2 裁判書の謄本について

共犯者、関連違反者等について、同時に上申する場合は、いずれか1名の恩赦上申書に裁判書の謄本を添付し、他の者についてはこれを援用して差し支えない。ただし、恩赦相当意見のものと不相当意見のものとの二つのグループに分かれるときは、各グループのいずれか1名に各1通を添付する。

なお、裁判書の謄本を援用した場合は、次の記載例により恩赦上申書の「付記」欄に記載する。

(記載例)

裁判書謄本は〇〇〇〇の上申書に添付につき省略

第3 調査書の記載等について

調査書には、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等のいわゆる「かんがみ事項」を含め、所要の事項について、その要点を漏れなく簡潔に記載（恩赦上申事務規程解説の10条関係及び調査書記載例参照）することとし、併せて次の点に留意する。

1 「資産及び生計並びに将来の生計方針」欄

本人の資産状況の疎明資料としての不動産登記簿謄本、納税証明書、預金残高証明書等の添付は、公職選挙法違反事案等で、本人が相当の資産を有し、生計状態が特に問題とならないことが明らかである場合は、不要である。

2 「犯罪に関する参考事項」欄

- (1) 所定の記載事項のほか、審査事務の効率化を図るため、次の記載例を参照の上、犯罪事実を簡潔に付記する。

(記載例)

ア 昭和61.7.6施行の衆議院選の選挙運動者として、何某ほか10名に対し現金合計10万円を供与

イ 昭和59.1.10、〇〇市内において無免許で酒に酔って普通乗用自動車を運転

ウ 昭和57.11ころから同58.4ころまでの間5回にわたり、何某ほか5名所有の現金合計15万円、洋服等衣類35点(時価合計20万円相当)を窃取

- (2) 公職選挙法違反事案については、候補者の党派の別、選挙の結果(当落及び得票数)等を付記する。

- (3) 税法違反事案については、本税、重加算税等の納付状況を付記する。

3 「被害者及び社会の感情」欄

被害者及び社会の感情は、恩赦を相当とするか否かについての意見を含むものである。例えば裁判時に、示談が成立し、被害者あるいはその遺族等から嘆願書その他これに類する書面が提出されている場合であっても、恩赦上申時にこれらの者の感情が融和しているか否か、恩赦に異議があるか否かを明らかにする必要がある。社会の感情に関しては、出願者の犯行地、居住地の有識者(例えば、監督官庁の担当者、地区保護司会長、医師会長、警察署長等)の意

見を徴することが必要な場合もあると思われるが、この場合には、公平な第三者の意見を徴するような配慮が必要である。

これら被害者及び社会の感情の調査に当たっては、調査担当者に、調査の趣旨、事案の内容、出願者の現在の生活状況や心情等について熟知させ、適切な調査が行われるよう配慮する。

被害者及び社会の感情について調査を行ったときは、その調査書を添付する。

4 「その他参考となる事項」欄

公職選挙法違反の買収事案等で関係者が多数に上る場合、共犯者、関連違反者の処分状況は、「〇〇ほか〇〇名罰金、〇〇名起訴猶予」等の簡略な記載で差し支えないが、別途参考資料として別紙1の例により、判決結果を記載した関連図を添付する。

5 「総合所見」欄

- (1) 犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等のいわゆる「かんがみ事項」並びに恩赦を必要とする具体的事情等についての検討結果を明らかにした上、それらの結果を総合した恩赦の可否についての所見を記載する。
- (2) 特赦又は減刑等数種類の恩赦について択一的又は予備的に出願があった者については、それぞれについての本人の意向を記載するとともに、恩赦の種類ごとに所見を記載する。
- (3) 本欄の末尾に、括弧を付して該当する基準の号数（例えば（基準四－4該当））を記載する。「特赦又は減刑」等数種類の恩赦について択一的又は予備的に出願があった場合には、その基準の号数のすべてを記載する。

第4 前科調書について

恩赦上申書の正本に添付する前科調書は、復権の上申をする場合を除き、昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」（以下「上申事務規程運用通達」という。）の記の1の(3)の規定にかかわらず、道路交通法違反又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪（以下「道交法違反等の罪」という。）に係る罰金以下の刑又は刑の免除についての記載を省略したもので差し支えない。ただし、恩赦の対象となる罪が道交法違反等の罪又は業務上過失致死傷罪であるときは、道交法違反等の罪に係る罰金以下の刑又は刑の免除についての記載は省略しない。

第5 情状に関する参考資料について

本人から出願があったときは、恩赦願書の添付資料の一つとして別紙2の「身上関係書」を本人から提出させ、これに基づいて情状等を調査して差し支えないが、同書を提出させた場合には、これを上申書に添付する。

なお、身上関係書を本人から提出させるに当たっては、事案により必要と思われる項目について、詳細にその内容を記載した書面を別紙として提出させる等の指導する。

第6 恩赦願書について

- 1 恩赦願書に記載すべき出願の理由は、具体的に記載することとされている（恩赦上申事務規程解説の12条関係5の(4)参照）が、基準中「社会のために貢献するところがあること」、「刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となっていること」又は「刑

に処せられたことが現に社会生活上の障害となっていること」が要件となっているものについては、特に具体的かつ詳細に記載するよう本人を指導するとともに、その疎明資料についても可能な限りこれを添付させる（「特別恩赦基準の解説」の関係部分参照）。

なお、上申庁の意見が不相当であっても、全国的な権衡から相当と判断される場合もあるので、上記の点については調査を尽くすことが必要である。

- 2 他の資料からは選挙への立候補を予定していることがうかがわれるにもかかわらず、出願理由としては団体役員への就任のみを記載するなど、従来、出願理由とその裏付けとなる資料の内容が合致しない場合があるので、出願理由と添付資料との整合性に留意する。
- 3 出願者から提出される書類には、同一人物の筆跡と認められる多数の推薦書等が添付されていることもあるので、恩赦願書の受理に当たっては、疎明資料等の作成の真正について注意する。

第7 その他

- 1 基準第四項第2号等に定められている経過期間は、基準日の前日までの経過期間であり、出願受理の日あるいは上申の日までの経過期間ではないので、留意する。
- 2 在監者の出願に係る事案については、明らかに不相当と認められる場合を除き、釈放後の生活計画、保護関係等の参考資料として、環境調整報告書及びその追報告書の写しを添付する。
- 3 刑の執行指揮前に恩赦を上申した者に対し執行指揮を行った場合あるいは恩赦上申後仮出獄の申請を行った場合等、恩赦上申後に恩赦上申書等に記載した事項に変動があったときは、その旨を書面で、

速やかに中央更生保護審査会に通知する（上申事務規程運用通達の記の1の(8)参照）。

- 4 審査事務の計画的運用に資するため、本月13日以降平成3年8月末日までの間、別紙3の様式により特別基準恩赦の受理処理等の状況を毎月ごとに取りまとめ、翌月10日までに、当課あて法務省専用ファクシミリをもって通知する。

法務省専用電報

						責任者（起案者）	
						電話 内線	
（指定）					（文書番号）電 第 号		
					（施行日）		
（受信人）						電信日付印	
保 護 局 恩 赦 課 長 殿							
（発信人）						受付時刻	発信番号
特別基準恩赦受理処理状況等通知					（平成 年 月分）		
受 理			処 理			未済 件数	翌月上申 予定件数
本月受理	前月未済	合 計	本月上申	その他	合 計		
()	()	()	()	()	()	()	()
<p>（参考） 出願に係る常時恩赦の本月受理件数 件</p> <p>1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に計上する。</p> <p>2 括弧内には、公職選挙法違反事案を内数として計上する。</p> <p>3 「本月受理」には、職権上申の事務に着手したものも含む。</p> <p>3 「前月未済」は、前月の報告に係る「未済件数」と一致する。</p> <p>4 「その他」は、出願取下げ、上申権者変更等の件数である。</p> <p>5 「未済件数」＝「受理合計」－「処理合計」となる。</p>							
総枚数		通過番号		着信番号			

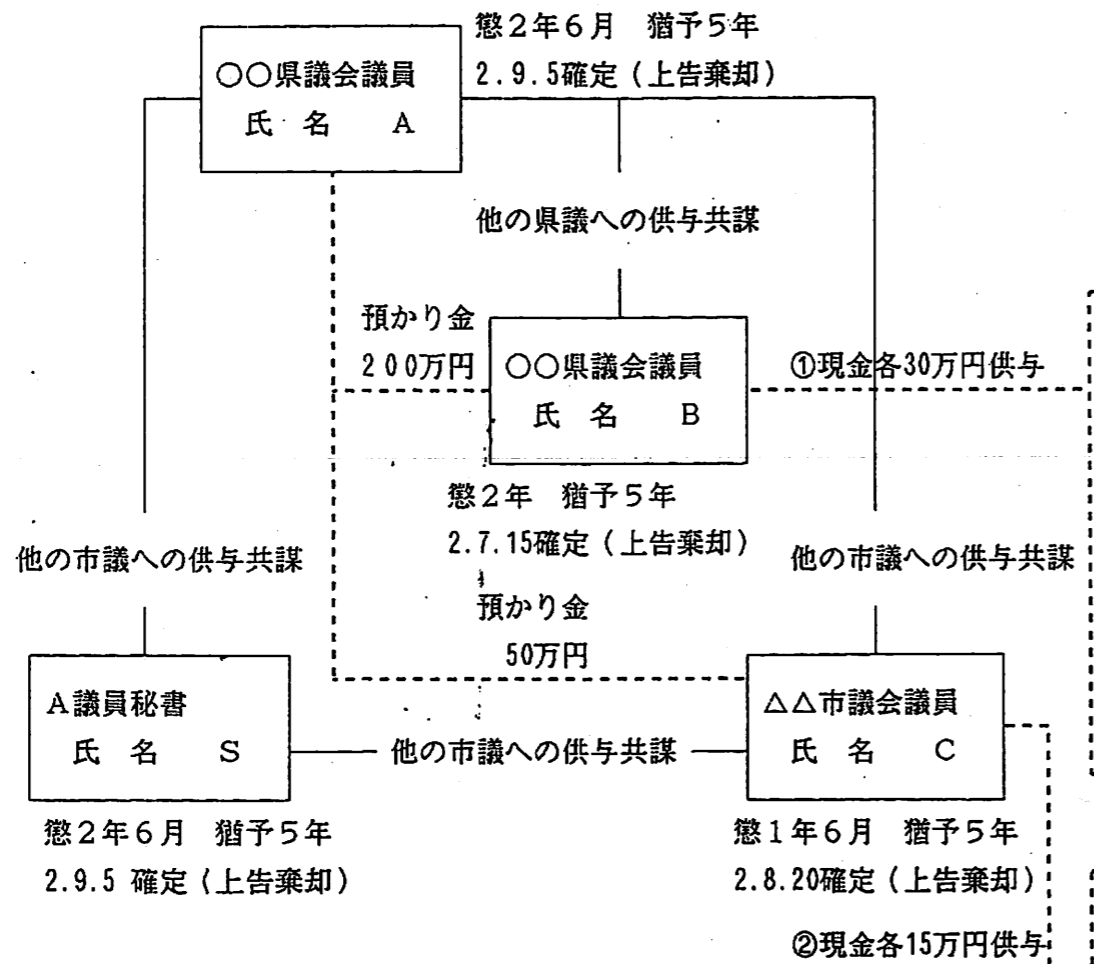
別紙1 (参考例)

〇〇市における買収事件関連図

選挙 : 〇〇〇議員選挙 (〇〇〇選挙区)

施行日 : 年 月 日

候補者 : 氏 名



	受供与者	受供与の日		刑名等及び確定日
		①	②	
1	氏名 P	5/4		懲10月 猶予4年 追徴30万円 1.10.20確定 (控訴棄却)
2	氏名 Q	同上		懲10月 猶予5年 追徴30万円 2.6.18確定 (上告棄却)
3				
4				
5				
6				
7	氏名 N		5/8 ころ	懲8月 猶予4年 追徴15万円 1.6.10確定 (一審確定)
8				
9				

身 上 関 係 書

心身の状況	健康状態			資産及び生計	資産	円	月収	円
	性 格 (長所・短所)				うち動産	円	うち	
					不動産	円	本人	円
その他				負債	円	附随	円	
				生計程度等生計の状況				
				将来の生計方針				
最終学歴				家族の氏名	続柄	年齢	職 業 (勤務先・学校)	備考
職 歴	年 月 日	内 容						
賞 罰				交友関係及び余暇等日常生活の状況				

注 「職歴・賞罰」欄

職歴は名誉職的なものを含めて記載し、また、主たる役職については、疎明資料を添付する。
 賞罰については、表彰状、感謝状等の写しを添付する。
 履歴書を添付する場合、本欄は「別紙履歴書のとおり」と記載する。

犯罪に関する事項	犯罪時の職業及び生活状況	罪を犯すに至ったいきさつ
	被害弁償等の状況	現在の心境その他
その他参考事項		
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 住所 氏名 (年 月 日生) 印		